

中標津町自治基本条例（仮称）試案内容の検討が始まりました！！

会議は、グループ討議と全体会議の繰り返しにより、町民会議としての素案を作り上げることとなります。第1回目の議論となった第14回中標津町まちづくり町民会議では、3グループに分れ、第1章総則の第3条（自治の基本理念）と第4条（自治の基本原則）の条文を話し合いました。続く、第15回の会議では、全体討議の上、条例全体の文章表現や文体、ひらがな表示と漢字表示の使い分けなどグループ別の意見の取りまとめを基に様々な意見が出されましたが、意見がまとまらず、第16回会議に持ち越しとなり、再度、全体討議しまとめることになりました。その後、グループ討議で第1条（目的）と第2条（用語の定義）を話し合う予定です。以下順に第10章まで話し合い、最後に前文の内容を検討し、素案を決定します。条例素案は、広報イベントで町民の方々に町民会議としての検討内容を説明し、条例素案の周知を図る予定です。

中標津町まちづくり町民会議の内容

12月15日（水）19：00～21：00（第14回）

全体討議

会議の進め方

今後のスケジュール

グループ討議

第1章 総則

第3条（自治の基本理念） 第4条（自治の基本原則）

- ・会議の進め方が説明され、その後、今後のスケジュール案が示されました。
- ・委員が3グループに分れ、それぞれが同じ条文の内容を検討しました。

* 参考資料 *

- ・他市町村の自治基本条例解説

1月27日（木）19：00～21：15（第15回）

全体討議

今後のスケジュールについて

広報（町民会議ニュース）について

試案内容の検討

第1章 総則

第3条（自治の基本理念） 第4条（自治の基本原則）

- ・スケジュールは、会議の進み具合によって、検討内容に変更が生じるが、開催日は、示している日程で進めることを確認しました。
- ・条例全体の文章表現を理解しやすく、短く、正確に表現することを心がけ策定することとしました。
- ・「である」調で統一することを基本にひらがな表示と漢字の表示の使い分けなど、グループ別の意見の取りまとめを基に様々な意見が出され、意見はまとまらず、文体などの整理は次回に持ち越されました。
- ・条例の名称についても、次回議論することとし、予定されていたグループ討議はできませんでした。

* 配布資料 *

- ・スケジュール
- ・町民会議ニュース NO.1
- ・グループ別の意見



町民会議 メンバー紹介



杉 本 剛

自治基本条例は将来の中標津町発展に大きく役立てていくものと思います。
私たち町民会議メンバーは町民生活を守るためにも、今汗を流して頑張っていきます。



佐々木 優

中標津町に生まれ育って55年が過ぎ、「何かをしなければ」と町民会議に公募参加しました。10年に一度の「第6期総合発展計画策定」に携われた事を誇りに思い、喜びと感じました。

今度は中標津町の最高規範となる「自治基本条例策定」という場面に立ち会うのですから、今になってその重さを感じています。「協働とは」「町民とは」「私たちとは」と、その一つ一つの言葉の意味から勉強していますが、条例の解釈は難しいです。会議はスケジュール通りに沿ってどんどん進みますので、まずは置いていかれないようにと思っています。

武 田 敦

より良いわが町を築いていくのは、役場だけが行うのではなく、私たち町民の参加も必要になってきています。これからの中標津町を考え、この条例はどうあるべきなのか勉強していきたいと思います。

津 田 繁 樹

このたび、町民会議に参画出来る機会を得ましたが回を重ねるたびに、次第にその責任の重さを感じ始めて来ました。

特に町の最高規範となる基本条例の検討に当たっては、本当に「町民の皆さんの意見」を代弁出来ているのか、単なる「机上の理論」の議論に終始してはいないか常に問答しながら・・・しかし、町民憲章の理念に基づいた、他に先駆けての「町民・議会・行政」一体のまちづくりの会議は将来、必ず我が町の理想郷実現の第1歩を踏み出すものと信じて努力するつもりです。

中 畑 和 勝

全町連から、「出て欲しい。」との事で安易に引き受けてしまい、2、3回から5、6回で終わるものと思っていましたら、なんと大変な事で途中で投げ出たく成りました。しかし、今になって責任を感じて来て、最後までやり通さなければ・・・と思っています。

本 間 玲 子

公募で会議に参加しはじめ、中標津というマチについて色々考えるようになりました。町民、議会、行政。そして、町内会。それらが手をつないで、よりよいマチを作る。この会議はその縮図なのではないかと思います。

言葉の推敲（すいこう）で終わることなく、心と心をつなぐ条例になるよう取り組みます。

村 上 徹

中標津町障害児者連絡協議会の事務局を担当していることから、この町民会議に参加させてもらっています。与えられた課題について考え込んでいる内に、すっかり虜になってしまっています。何をやっているのかを自分のことばで説明するのは、ウチのカミさんにも上手くできていませんので、当分無理かと思われます。もう少し時間を下さい。

中 川 孝

7年前に静岡から移転しました。老令の私には冬はきびしく大変ですがやっとなれました。中標津程北海道の中で自然や文化に恵まれ、一番住み良い所はないと喜んでます。この中標津が今後産業と伝統を大切に守り、より住み良い町へと今、自治基本条例をまちづくり町民会議の一員として策定をしています。

町づくりは私達町民が主役です。各町内会が充実し、老若男女が喜び守り合うより住み良い町になればと思いつつ進めています。

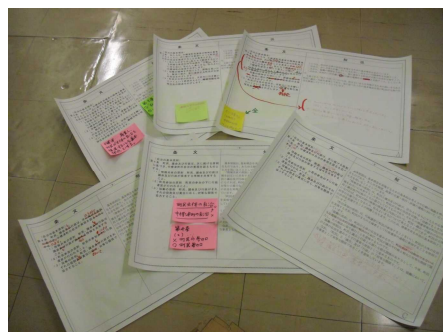
今 井 博 文

中々この様な策定に参加することが出来ないなので、積極的に考えて少しでも力になればと思います。

ファシリテーターによる説明



グループ別の意見



全体討議の様子



グループ討議の様子

Aグループ



Bグループ



Cグループ



第1章 総則

試案条文抜粋

(目的)

第1条 この条例は、中標津町の自治の基本理念及び基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、それぞれの基本的な事項及び制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に住所を有する者、町内で働き、又は学ぶ者及び町内で活動する法人その他の団体をいう。

(2) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成される議決機関をいう。

(3) 行政 町長、執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)をいう。

(自治の基本理念)

第3条 私たちは、中標津町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によって町民が主体の自治を推進することを基本とする。

(1) 私たちのまちは、私たちで創造するという明確な意思を持って考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる、住みよい中標津町の実現をめざします。

(2) 協働の精神を大切にして、課題を見だし、解決に努め、常に進歩する町民が主体の自治をめざします。

(3) 町民が主体の自治を、次世代に引き継いでいくという意思のもとに、継続可能な地域社会の創造をめざします。

(自治の基本原則)

第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、中標津町の自治の実現を図るものとする。

(1) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は議会及び行政が保有する情報を共有すること。

(2) 町民参加の原則 町民の参加の下に行政運営が行われること。

(3) 協働の原則 町民、議会及び行政がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。

第16回以降の開催状況

第16回中標津町まちづくり町民会議

日時：2月10日(木)午後7:00～9:00

会場：中標津町総合文化会館(しるべっと)2階 第1研修室

第17回中標津町まちづくり町民会議

日時：2月24日(木)午後7:00～9:00

会場：中標津町総合文化会館(しるべっと)2階 第1研修室

第18回中標津町まちづくり町民会議

日時：2月25日(金)午後7:00～9:00

会場：中標津町役場 3階 301号会議室



今後の予定

第19回中標津町まちづくり町民会議

日時：3月10日(木)午後7:00～

会場：中標津町総合文化会館(しるべっと)2階 第1研修室

第20回中標津町まちづくり町民会議

日時：3月24日(木)午後7:00～

会場：中標津町総合文化会館(しるべっと)2階 第1研修室

会議の傍聴もできます。

